

2 ①

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名
行政法			

採点

設問丁

第1 (ア)

1. 本計画の変更 及び その申出の拒絶は、行政訴訟の対象となる(行政事件訴訟法(以下省略) 3条2項) に該当する。

2. ここに 行政とは、国家が主権を行使する行為に類する行為であり、これにより、国家の権力義務が法律関係を形成し、又はその範囲を確定することによって、法律上認められるものとする。

3. 本計画の変更の拒絶、性を検討する。

(1) 本計画は、農用地の用途を定める計画の決定は、当該地区内の農地所有者が、その農地を転用することによって認められるべきという点で、農地所有者の土地利用に制限を加えるという法的効果を (農振法13条2項、農地法6条等) 有している。 本計画の決定により、地区内の農地所有者は、転用の許可、前提として、農地利用計画の変更の申出により、個別の農地を農用地に転用し、除外するよう申し出る必要はないものとする。

(2) 計画変更により、上記計画の決定により定められた農用地の範囲を変更し、個別の農地を除外するものがある。計画の決定と同様に法的効果が認められる。また、その法的効果は、農振法13条2項により認められるものであり、法的効果の発生が、都市計画により、農地所有者の同意なく一時的に認められるものである。 確信性もある。

(3) これに対して、本計画の変更は、不特定多数の者に対するものである。 法的効果の発生が、都市計画により、農地所有者の同意なく一時的に認められるものである。 確信性もある。

(4) 以上、農振法13条2項の計画の変更により、農用地の範囲を除外し、

れは上掲の範囲は限定するとし、同条項により一定の必要が生じたときは計画の変更が行政機関の義務とされていることから、農地所有者は現に農地を所有している特定の者について法的結果が生じ将来の農地所有者に対しても反復的・継続的にその結果が生じることがある。さらに、農地以外の土地として利用することを制限するという~~規制の程度が異なる~~程度の規制であることも、判例と同様に解すべきであるといえる。

(5) 加えて、計画変更の~~段階~~で~~決定~~争えないとすると、変更後農地以外の土地として現に利用し始める段階に争うべきこととなり、~~段階を越えて~~実効的な権利救済を図ることができないといえる。

(6) 以上より、計画変更には~~知照性が認められる~~といえるべきである。

4 次に、計画変更の申出が~~拒絶~~知照性について検討する。

(ア) 計画変更の申出については、農振法に明文の規定があることから、その申請権というものがなく、したがって申出の~~拒絶~~法的結果が認められ、B市により主張がなされることとなり得る。

(イ) 以上、計画の~~設定~~は、上記(ア)、(イ)で述べたように、農地所有者の土地利用に~~て~~程度の規制を~~おさ~~ておけることと、B市運用指針~~が~~4条1項により農地利用計画の変更を必要とする者に申出を認めているのは、法の趣旨と具体化~~は~~、~~し~~こととを併せて、~~B市~~市内の農地所有者の保護と~~は~~にありと解される。したがって、農振法13条の計画変更~~に~~の申出に~~て~~法律上の根拠があるものの、~~は~~農地所有者には申請権が認められると解される。

(3) したがって計画変更の申出の~~拒絶~~は、申請権の~~制約~~という法的結果を~~も~~たら~~し~~て~~知照性が認められる~~といえる。

R2(2)

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名
行政法			

採点

第2(2)

1. Xは、本件申請書による申請に対し、B市が何らの対応をしていないこと
に於て、不作為の違法確認の訴え(3条5頁)を提起す。

2. ① 訴訟要件

(1) Xは、本件申請書の提出に因り、知事に於ての申請を(37条)にあ
てはせてから、厚生労働省がある。

(2) 且、その申請は、農振法第13条の趣旨と具体化し、本件指針に基づいて
あるから、法令に申請と認めらる。

(3) 以上より、訴訟要件は充足す。

3. 本件に於いて主張

本件指針に基づく申請は、知事の期間、4週間を要するに於て、Xは、
主張は認められずとも、具体的には、B市が、農用地に於て、450平方メートルに
程度を要する旨を主張し、これは、標準的期間(行政法6条)として、同
期間の経過により直ちに通知を要することから、違法であることが、
Xと同時期にB市に申出をした他の農業者が、既にに知事に
通知を要する旨を主張し、現在も、Xに対して申出に対する可成り
な対応をしていないことにより、相當の期間が経過したと主張でき得る。

【設問2】

1. Xは、申立て拒絶の通知により取消訴訟(3条2項)を提起するにおいて、
どのような事由を主張する。

2. 市は、農振法13条2項により農用地区域の変更を申請するに際し、同条2項5号の
要件を満たすことが必要とされている。しかし市は、規則及び政令に基づき
基準を設定していることから、行政庁に於て要件裁量はないと解する。

(1) Xとしては、市は、農振法13条2項の要件を満たすことを主張
する。具体的には、同項5号に於て「政令で定められた適合性を要する」と
あることの前提として、「当該地変更に係る土地が第10条第2項
2号に掲げる土地に該当する見込み」であることが要求されること、
市は、10条2項2号に掲げる土地ではないことを主張する。

(2) 市は、この点について、Bの担当課は、本市事業は、規則4条の3
第1号イの事業に該当するとの判断をいう。

しかし、同規則4条の3、1号イの書に於て、「主として農用地の保護を
図ることを目的とするもの」とを除外し、1号イの書に於ても、「当該事
業の施行により農業生産性の向上が相当程度図られる見込みのある土地
にある当該事業を除く」としている。このように一定の目的による事業、
又は、事業施行により農業生産性の向上が図られる見込みのある土地に
おける事業から除外しているのは、農振法2条の「農業の健全な発展を
目的」とするもの、その趣意には、「土地の農業上の利用と他の利用との調
整に留意し、土地を有効に利用し、土地利用に於ける合理的な
制限にとりもつて要請しているため」と解する。

市計画の目的は、あくまでも農業生産性の向上を図ることにあるので

科目名	受講クラス	学籍番号	氏名
行政法			

ある。農地の冠水防止を主たる目的とする本事業は、農用地の冠水防止
 たることを目的とするものとして、規則4条の3の事業にはあたらないとすべきで
 ある。また、本事業の施行により、関係する農地の生産性が向上するとい
 う点については、同条1号イのイの書の特例事項にもあたるといえる。

(3) したがって、本事業は、規則4条の3に掲げる事業には該当せず、農振法
 10条3項2号に掲げられるものには該当しない。

(4) よって、本農地は農振法3条2項の要件を満たし、その要件を満た
 しているとしてB中の判断は違法である。

3. 次に、政令で定められた期間制限は、一律に適用されるものではなく、
 例外則があり、本農地は、その例外にあつたと主張する。

(1) 土地改良事業との関係で農用地に或る種の例外を制限している農振法
 の趣旨は、「国工資源の合理的な利用の見地からして、工業の農業上の
 利用と農地の利用との調整を図ることにあつた。すなわち、土地改良事業による
 有効的な工業利用との関係で、農用地としての利用は、一定程度制限
 を受ける。やがて農振法の趣旨からして、「事業の工事完了後」とは、
 事業の全工程が完了したことを意味するものでない。部分的に完了したものに
 ついては、有効な工業利用という見地から、~~農地~~ その完了部分については、
 「事業の工事完了後」と判断すべきものと解する。

(2) 本農地を受益地とする上流部分については、平成20年末頃には、
 工事が終了していたとあるから、同部分については、「事業の工事が
 完了した」といえる。そして、その翌年度の平成21年度から、~~毎年~~ 毎年
 11月時点において、本農地は、法第11条9条の要件を満たしていることとなる。

(3) したがって、本農地は、政令で定められた要件を満たしているから、

これを満たすものの判断外であるため、その判断は~~違~~である

以上。

※解答は左ページから書き始めてください。

6 ページ

裏面へ

3 ページ